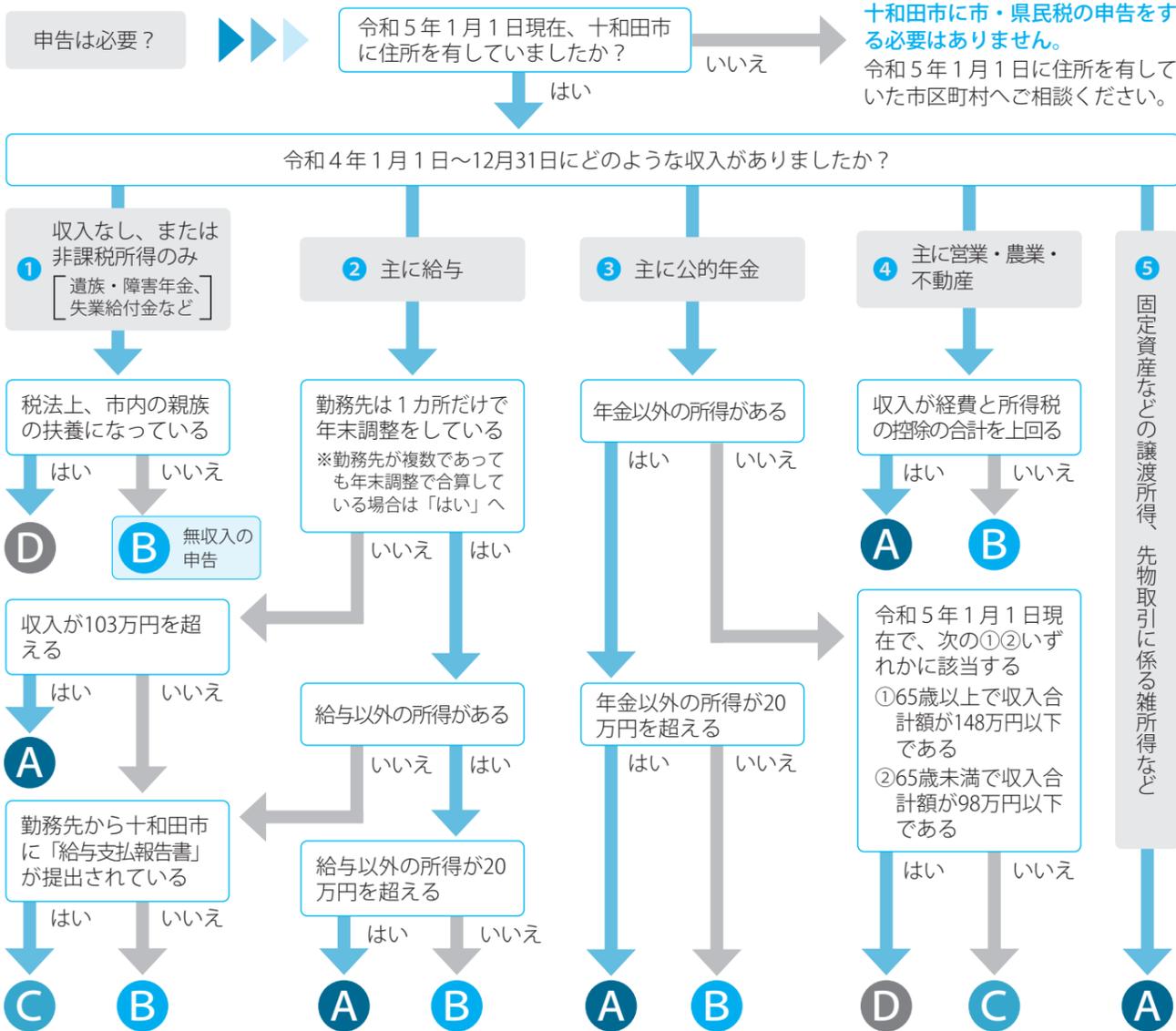


「市・県民税の申告」の受け付けが始まります

❖ 所得の申告は、国民健康保険税・介護保険料・保育料などの算定や各種手当の支給などの基礎となるため、収入がない人でも申告が必要な場合があります。また、所得・税金に関する証明書が必要な場合は申告が必要です。申告が必要か確認し、必要な人は期間内に申告をお願いします。

申告が必要か確認
してみましょう



- A** … 所得税の確定申告が必要です。確定申告書を十和田税務署に提出してください。
- B** … 市・県民税の申告が必要です。市・県民税の申告書を税務課に提出してください。
- C** … 控除を追加したい場合は所得税の確定申告、市・県民税の申告が必要です。
 - ▶ 年金・給与収入から所得税が源泉徴収されていて、控除を追加したい場合 → 確定申告書を十和田税務署に提出してください。
 - ▶ 収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を追加したい場合 → 市・県民税の申告書を税務課に提出してください。
- D** … 所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を活用している人が、確定申告や市・県民税の申告をする場合、ワンストップ特例が適用されないため、寄付金控除の申告が必要となります。

所得税の確定申告

☎十和田税務署 ☎23-3151

確定申告書作成会場での混雑緩和や待ち時間短縮のため、自宅での申告書作成、e-Taxや郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

確定申告書作成会場のご案内

とき 2月1日(水)～3月15日(水) (土・日曜日、休日を除く) 午前9時～午後4時
 ところ 十和田奥入瀬合同庁舎1階 共用会議室
 ※会場への入場には「入場整理券(当日配布またはLINEによる事前発行)」が必要です。
 ※会場では、ご自身のスマートフォンなどを使用して申告書を作成していただけます。
 ※3月以降は大変混み合いますので、お早めにお越しください。

e-Tax送信・郵送による提出について

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、自宅のパソコンやスマートフォンから申告書などが作成できます。作成した確定申告書はe-Taxで送信するか、印刷して提出してください。

【郵送の場合】

〒034-8613 西二番町14-12 十和田税務署宛

【持参の場合】

十和田奥入瀬合同庁舎2階 十和田税務署窓口まで

市・県民税の申告

☎税務課 ☎51-6766

申告会場での混雑緩和や待ち時間短縮のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

※確認事項などがあった場合は後日連絡しますので、必ず連絡先を記入してください。

市・県民税の申告書や記入例は、税務課窓口にも備えてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。郵送も対応しますので、希望する場合はご連絡ください。
【郵送の場合】 〒034-8615 (住所記載不要) 十和田市役所税務課宛
【持参の場合】 税務課(市役所本館1階)に設置する申告書投函箱に投函してください。

郵送での提出をお願いします



申告相談のご案内

とき 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、休日を除く) 午前8時45分～11時 午後1時～4時
 ところ 市役所別館5階 会議室
 ※初日から1週間程度は大変混み合います。

市・県民税の申告書は申告者本人での作成をお願いします。



申告相談の際に必要な物

- 市役所から郵送された受付票(前年の申告の状況をもとに個別に郵送された人のみ)
 - マイナンバーカード※持っていない場合はマイナンバーが分かるもの(住民票、マイナンバー通知カードなど)と本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
 - 金融機関の通帳(口座振替を希望する場合は、口座の届け出印も必要です)
 - 申告する所得や控除の項目ごとに必要な書類(源泉徴収票、各種控除に関する証明書や領収書など)
- ※事業所得などの収支内訳書や医療費控除の明細書は、整理・集計済みの場合のみ受け付けします。
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申告が必要な給付金などをご確認ください

右表は令和4年中の収入として申告が必要な給付金の例です。掲載している給付金などのほかに国や県から支給を受けている場合は、各担当機関にお問い合わせください。

《申告が必要な給付金など》

名称	所得の種目
事業復活支援金	事業所得等
十和田市米価下落対策緊急支援事業交付金	
十和田市事業継続緊急対策給付金	
農業資材等高騰対策事業継続給付金	
燃料費高騰対策事業継続給付金	